古賀準都市計画特定用途制限地域　変更理由書

都市緑地法等の一部を改正する法律（平成２９年法律第２６号）及び風俗営業等の制限及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成２７年法律第４５号）の施行に伴い、建築基準法の一部が改正されたことから、従前と同様の制限内容とするために所要の変更を行う。

○都市計画の変更が必要となる法改正概要

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 法律 | 改正後 | 改正前 | 備考 |
| 建築基準法 | 別表第２  　用途地域等内の建築物  　の制限  （い）第一種低層住居専  用地域  ・・・　略  （と）準住居地域  （ち）田園住居地域  （り）近隣商業地域  ・・・　略  （か）用途地域の指定の  ない区域 | 別表第２  　用途地域等内の建築物  　の制限  （い）第一種低層住居専  用地域  ・・・　略  （と）準住居地域  （ち）近隣商業地域  ・・・　略  （わ）用途地域の指定の  ない区域 | 建築基準法（以下「法」。）が改正され、新たに田園住居地域が創設されることから、法別表第２（ち）項に同地域の建築物の制限が加わる。  このため、「制限すべき特定の建築物等の用途の概要」において引用する同項以下の１項項ズレが生じる。 |
| 別表第２  　用途地域等内の建築物  　の制限  （へ）第二種住居地域内  に建築してはならな  い建築物  　三　劇場、映画館、演  芸場若しくは観覧場  　　又はナイトクラブそ  の他これに類する政  令で定めるもの  （り）近隣商業地域内に建築してはならない  　　建築物  　二　キャバレー、料理店  　　　　　　その他  これらに類するもの | 別表第２  　用途地域等内の建築物  　の制限  （へ）第二種住居地域内  に建築してはならな  い建築物  　三　劇場、映画館、演  芸場又は　　観覧場        （り）近隣商業地域内に建築してはならない  　　建築物  　二　キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの | 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「法」）が改正され、ダンスホールと、ナイトクラブの一部が風営法の規制から除外された。  このため、建築基準法別表第２も改正され、（へ）項等で、ナイトクラブは劇場、映画館等と並列の扱いになり、また、（り）項からナイトクラブとダンスホールが削除されるため、「制限すべき特定の建築物等の用途の概要」の規制内容表記に相違が生じる。 |